

# 注意!! とど届いてませんか? 『不審なはがき』

市内でこのようなはがきが届いています。不審なはがきは「要注意」!!

## 見本

### 消費者紛争確認通知

令和5年 記号番号 (●) ●●●

この度ご通知致しましたは、あなたと契約されている当該会社があなたの契約不履行に対して裁判所に訴状申請された事をここに通知致します。

つきましては担当職員から契約内容について確認させていただきたい事柄が御座いますので記号番号をお伝え下さい。当センターはご本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

つながりにくい場合が御座いますので予めご了承ください。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。又、身に覚えが無いからと放置された方が、後日執行官立会いのもと給料や財産の差押えをされる事例が御座いますので、十分ご注意ください。

※万が一、身に覚えがない場合は早急にご連絡をお願いします。

9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

相談窓口 050-●●●●-●●●●

〒●●●-●●●● 東京都●●区●●町●●丁目-●●

消費者生活相談センター

## はがきの特徴

- ① 具体的な契約会社名がない
- ② 電話で連絡するよ  
うに書いている
- ③ 「差押え」などと脅し、不安をあおる

## はがきが届いたら

- ・無視する
- ・連絡しない
- ・不安な時は消費生活センターへ相談する

## 橋本市消費生活センター

☎:0736-33-1227/FAX:33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

閉庁時は消費者ホットライン188(いやや!)へお電話ください



はしぼう